

氏名：

原子力関連学協会規格類協議会

要旨：

「規制基準の性能規定化と学協会規格の活用」の目的と意義の再確認と性能要求の明確化

意見 / 理由：

SA 2章 「シビアアクシデント対策における要求事項」

(1)これまでの経緯（意見の背景）

これまで我が国の原子力発電所に係わる規制基準は、欧米諸国の取り組みを参考にして、技術の進歩への柔軟な対応と最新知見の規制への迅速な反映により、一層の安全性の向上を目指すことを目的として、規制基準の性能規定化と学協会規格の活用の方針に基づきその策定が進められてきた。この方針においては、規制基準が性能を規定し、学協会規格がその性能規定を具現化する仕様を規定することが基本的な枠組みである。学協会規格を策定する学協会としても、この枠組みが有効に活用されるよう、規格基準の整備や国による技術評価とエンドースに対する対応を継続的に行ってきたり、上記枠組みが我が国においても有効に定着しつつあると考える。

(2)新安全基準案に係る課題

性能規定化の原則の意義

規制委員会において規制と学協会規格とのあるべき関係性は認識されているものと考えが、今回、パブコメに付されたシビアアクシデント対策に関する新安全基準案では、具体的な仕様要求に相当する規定が記載されている箇所が多数見られ、上記の規制基準の性能規定化の基本原則にはそぐわないものである。今後も最新知見の有効な取込みや民間の独自の創意工夫など民間の自主的取り組みを促し、一層の安全性向上が図られるような規制基準となるよう配慮されたい。また、工業製品に関する規格基準類の国際的な動向の観点からは、「貿易の技術的障害に関する協定」への合意（TBT 合意）に配慮した対応が必要であろう。

不明確な性能要求

同基準案では、仕様要求を記載している箇所がある反面、その仕様規定の前提となるべき性能要求が明確に記載されておらず、事業者が安全対策を進める際に拠り所とする基準として十分ではないところがある。以下にその例を示す。

「可搬式代替設備は外部事象（地震、津波等）の影響を受けにくい場所に位置的分散などを考慮して保管すること」と規定されているが（2-(1)-等）、設計基準を超える外部事象の想定条件が示されていないので設置場所の妥当性の確認や影響の有無を評価することができない。設計基準を超える外部事象の想定条件は仕様規定で定めると解釈するのか？

「（特定安全施設は）・・・等により、基準地震動を一定程度超える地震動及び基準津波を一定程度超える津波に対して頑健性を確かめること」（3-(2)項）と規定されているが「一定程度」では設計も評価もできない。一定程度の定義は仕様規定で定めると解釈するのか？

(3)新安全基準案に対する意見

- ・今後の新安全基準の策定に当たっては、これまでに確立されている規制基準の性能規定化の方針の目的と意義に沿って規制基準では性能を要求するとの原則に立ち返って検討を進めていただきたい。
- ・新安全基準の基本的要求事項で規定する内容は達成しようとする目的に合致した的確な性能要求が記載されるようなものとしていただきたい。
- ・学協会としても新安全基準の性能要求を具現化する仕様に関する学協会規格の整備を鋭意進めて行くこととしているので、これら学協会規格への置き換えを随時実施していただきたい。